

## 会告：日本公衆衛生学会奨励賞について

### 日本公衆衛生学会

本学会では第50回学会総会を契機として、「日本公衆衛生学会奨励賞」を設置し、学会総会時に贈呈しております。奨励賞の目的、応募要領等につきましては、以下の規定をお読みいただき、多くの会員の方々から応募されることを期待しております。なお、保健所等における実践活動報告の分野においても、積極的な応募をお待ちしています。

#### 奨励賞規定

日本公衆衛生学会

(目的)

第1条 奨励賞は、公衆衛生の分野における研究または実践活動において、価値ある業績を挙げている会員を表彰することにより公衆衛生の向上と奨励をはかることを目的とする。

(受賞者)

第2条 奨励賞の受賞者は、連続5年以上日本公衆衛生学会の正会員であり、かつ、日本公衆衛生雑誌に掲載され、若しくは学会総会で発表された業績を有する者で、この規定に基づいて推薦をうけた受賞候補者の中から選考する。

2 受賞者は毎年5名以内とする。

(受賞候補者の推薦)

第3条 受賞候補者は、候補者以外の評議員が奨励賞受賞者推薦書(規定の様式)をもって理事長に推薦する。但し、推薦出来る件数は1名1件とし、自薦は認めない。

2 奨励賞受賞者推薦書の提出は、毎年2月1日から3月31日までの間に行うものとする。

(受賞者の選考)

第4条 第3条により推薦された受賞候補者について、理事長は別に定める細則に従って選考を行い受賞者を決定する。

2 理事長は、受賞者にその旨を通知する。

(表彰)

第5条 表彰は毎年、日本公衆衛生学会総会において行う。

2 研究奨励の趣旨で、受賞者に副賞10万円を授与する。

付則：この規定は、平成3年1月1日から施行する。平成17年1月1日一部改正。平成19年7月24日一部改正。平成24年10月23日一部改正。

#### 奨励賞選考細則

(奨励賞選考委員)

第1条 受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て奨励賞選考委員(以下、選考委員という)7名を委嘱する。但し、うち1名は学会長とする。

2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(奨励賞選考委員会)

第2条 選考委員をもって奨励賞選考委員会(以下、選考委員会という)を構成する。

2 選考委員会の委員長には学会長があたる。

(受賞者選考)

第3条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

(選考結果の報告)

第4条 選考委員長は、選考の結果をすみやかに理事長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 理事長は、選考委員会の報告を理事会にはかり受賞者を決定する。

付則：この細則は平成3年1月1日から施行する。平成19年7月24日一部改正。



# 奨励賞受賞者推薦書 (日本公衆衛生学会)

提出年月日      年    月    日

1. 業績の題目			
(ふりがな) 2. 候補者氏名		性別 男 女	年    月    日生 (満      歳)
所 属 ・ 職 名			
勤 務 先 住 所 電 話	〒 _____  TEL (    ) — (    ) — (    ) FAX (    ) — (    ) — (    ) E-mail		
自 宅 住 所 電 話	〒 _____  TEL (    ) — (    ) — (    )		
略 歴 (学歴 略歴, 表彰歴等)			
(ふりがな) 3. 推薦者氏名		印	所属職名
勤 務 先 住 所 電 話	〒 _____  TEL (    ) — (    ) — (    )		
自 宅 住 所 電 話	〒 _____  TEL (    ) — (    ) — (    )		

4. 推薦理由（研究，実践活動等の概要を中心に詳しくご記入ください）

5. 推薦理由と関連の深い業績のリスト（別刷を添付すること）

6. 参考資料（5. にあげたもの以外の過去 5 年間の公衆衛生に関する論文，学会発表，報告書のリスト）